

広島県県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤田雄山

## 広島県条例第五十三号

### 広島県県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

#### （期限付き入居）

第九条の二 知事は、公営住宅でその周辺地域における保育所、幼稚園及び小学校の立地状況等を勘査して子育てに適すると認めるもの（以下「子育てに適する公営住宅」という。）に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）について、五年に限ることができる。

2 前項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅に入居することができる者は、第六条第一項各号の条件を具备するほか、前条第一項の規定による入居の申込みをする際現に五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある親族と同居し、又は同居しようとする者でなければならない。

3 知事は、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅に係る前条第一項の規定による入居の申込みをした者（以下「入居申込者」という。）を当該公営住宅の入居者として決定しようとするときは、当該入居申込者に対し、有効期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明しなければならない。

4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者に対し、有効期間の満了する日の一年前から六月前までに、有効期間の満了する日を通知しなければならない。

6 知事は、有効期間の満了時において、第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者に住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で

定めるものがあると認めるときは、その事情が存続する間、五年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。

7 前項の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、有効期間の満了する日の三十日前までに、延長の申請をしなければならない。

8 第三項及び第四項の規定は、第六項の規定により有効期間を延長する場合に準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。